

# 新たな「世田谷区環境基本計画（案）」の概要

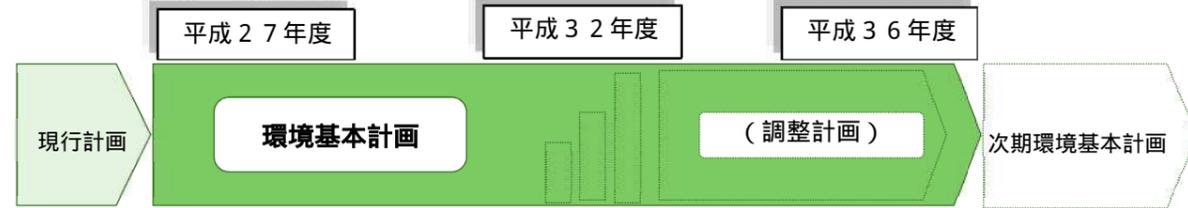
## 第1章 計画の基本的事項

### 1 計画の目的等（P3）

世田谷区環境基本条例第7条に基づく環境基本計画として定め、世田谷区の環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画とする。  
条例第8条に基づく環境行動指針については、本計画に包括する。

### 2 計画の期間（P4）

平成27年度から平成36年度の10年とする。原則として中間年で改定することとするが、大きな社会状況の変化等により見直しの必要性が生じた場合は、適宜見直しを行う。



### 3 新たな環境基本計画における「環境」の捉え方と範囲（P5）

環境基本計画の「環境」の捉え方と範囲については、環境基本条例第4条（区の責務）に基づき、以下のとおりとする。

- 公害の防止
- 水、緑、生き物等からなる自然環境の保全等
- 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保
- 人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観の保全等及び歴史的文化的遺産の保全
- 安全で暮らしやすい都市環境の整備
- 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量
- 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全
- 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷を低減すること等

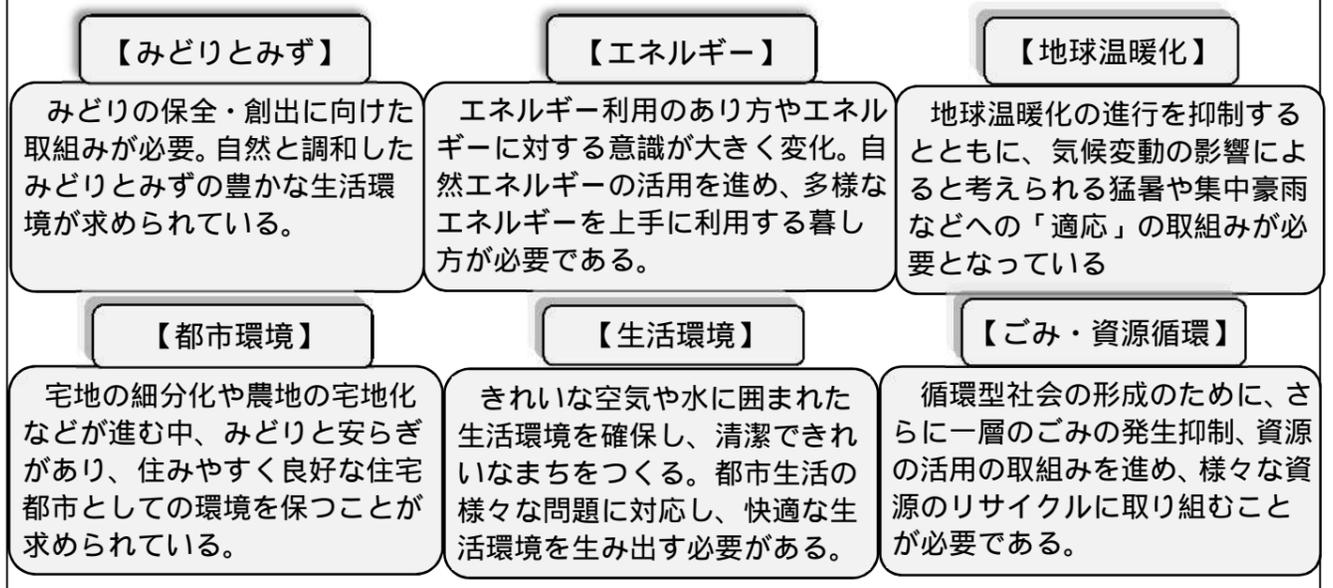
これらの点を踏まえ、個人の身近な日常生活の「環境」問題から、「地域」、「地球環境」まで幅広くとらえるものとする。日常生活や事業活動など様々な人間活動・社会活動が環境に影響を与える現象や、道路、公共交通や住宅の整備、防災や都市の安全性、快適性に関連する要素を含めて、環境施策の視野に入れて考えるものとする。

## 第2章 世田谷区の環境の現状と課題

### 1 人口・社会の動向（P6）

区の将来人口は平成35年には約27,000人増加し、約873,000人になると推計されている。年少人口（0～14歳）は増加するものの、高齢者人口（65歳以上）も増加し、高齢化が一層進展することが予測される。こうした状況の中、区の環境を取り巻く課題に対応していく必要がある。グローバル化や高度情報化の進展、家族形態の多様化など、社会状況が大きく変化しているとともに、高齢化が進んでいる。  
東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故は、一人ひとりの生き方や地域社会のあり方を土台から揺さぶった。

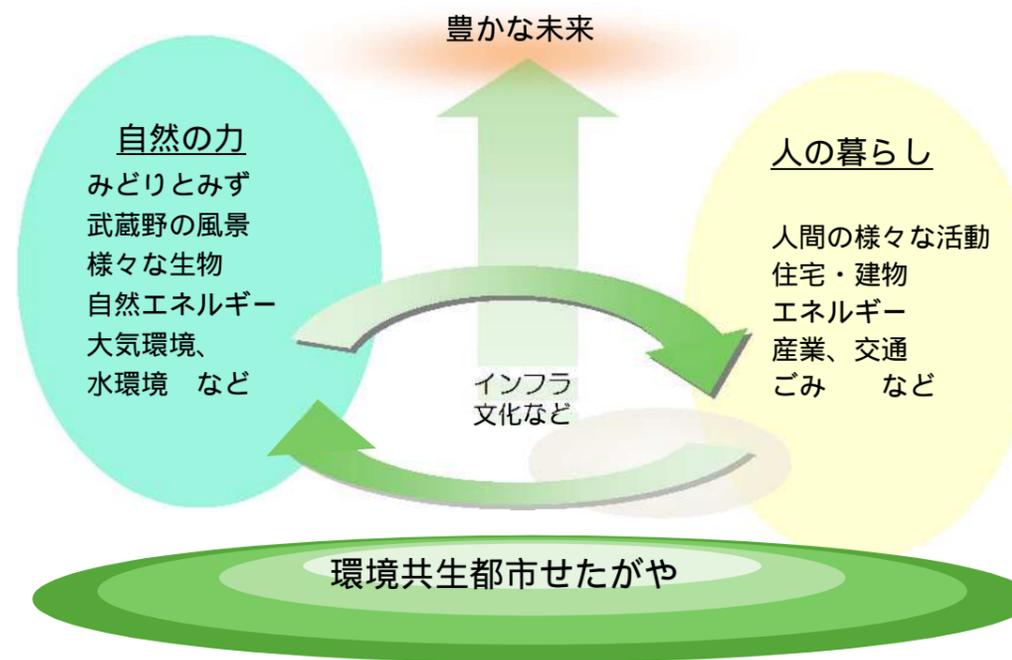
## 2 環境を取り巻く主要な課題（P8～）



## 第3章 世田谷区のめざす環境像

（P20）

自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる  
～環境共生都市せたがや～



### 環境目標

めざす環境像の達成の目安として3項目を設ける。

- みどり率 33%
- 区民の再生可能エネルギー利用率 25%
- 環配慮行動をしている区民の割合 100%。

自然の力を活かし、また人の暮らしを自然と調和したものにしていけるインフラや文化を介在させながら、自然の力と人の暮らしが相互に支え合い、豊かな未来へとつながっていく社会をめざす。

第4章 計画の目標と方針

(P24~)

自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる  
環境共生都市せたがや

基本目標 1

みどりのみずの豊かな潤いのあるまちをつくりま

- 1-1 みどりのみずの保全に取り組みます
- 1-2 地域にあったみどりのみずの創出を進めます
- 1-3 地域の水循環の回復と水環境の再生に取り組みます

基本目標 2

自然の恵みを活かしたエネルギーの利用拡大と創出をめざします

- 2-1 エネルギーの地産地消をめざします
- 2-2 全国各地との交流・連携により自然エネルギーの利用拡大を進めます

基本目標 3

環境負荷を抑えたライフスタイルを確立します

- 3-1 エコな暮らしを推進します
- 3-2 住まい・建物の省エネルギー化を進めます

基本目標 4

地球温暖化に対応し安心して暮らせる地域社会を推進します

- 4-1 環境負荷の小さいまちをつくりま
- 4-2 人と環境にやさしい移動・交通ができるまちをつくりま
- 4-3 豪雨対策やヒートアイランド対策等に取り組みま

基本目標 5

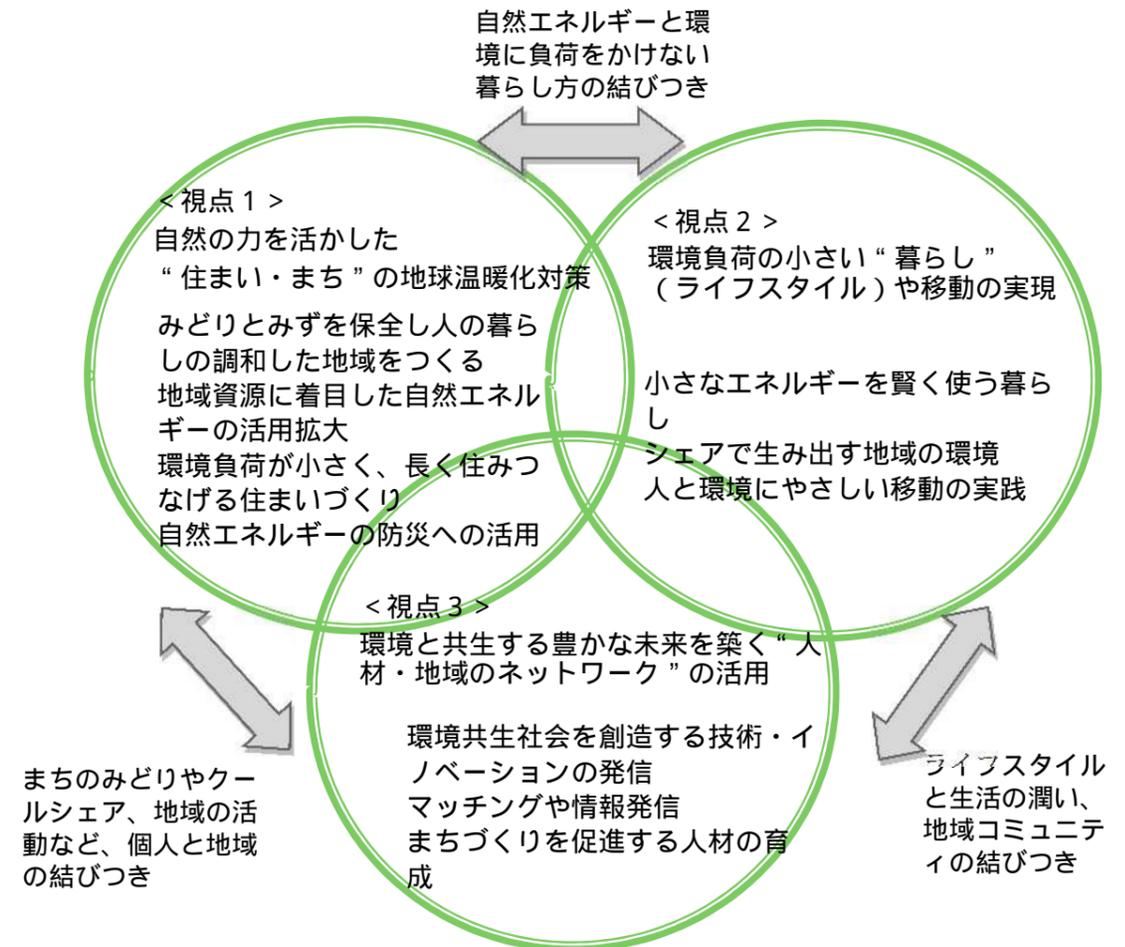
快適で暮らしやすい生活環境を確保します

- 5-1 きれいな空気、水等の環境を確保しま
- 5-2 生活環境を守り、快適なまちをつくりま
- 5-3 ごみの発生抑制と資源の有効活用を推進しま

第5章 重視すべき主要な取組み

(P52)

喫緊の課題である地球温暖化、暮らしに不可欠なエネルギー問題に対応する取組みを、「住まい・まち」、「暮らし」、「人材・地域のネットワーク」の視点で重点化する。



第6章 実現の方策 ~環境について学び、環境に配慮した行動を実践する~ (P60~)

6-1 区民の役割

良好な環境を次世代に引き継ぐ担い手として、私たちの行動が総体として大きな影響を及ぼすということを自覚し、自らが環境に負荷をかけない生活を心掛け、率先して環境活動に取り組む。

6-2 事業者の役割

環境に関する法令を遵守するとともに、省エネルギー、省資源、ごみの排出抑制など、環境への取組みを積極的に進め、事業活動における環境に配慮した行動を実践する。

6-3 区の役割

環境に関する情報の提供、環境学習・環境教育の推進、様々な主体による環境を保全する活動の支援に取り組むとともに、区内でも最大の事業主体として、率先して環境に配慮した行動を実践する。

環境行動指針

世田谷区のめざす環境像と5つの基本目標の実現には、一人ひとりの区民、それぞれの事業者が日常生活や事業活動の中で環境に配慮した行動を進めることが必要である。そのため、区民、事業者等が取り組むべき環境配慮行動の具体例を示し、主体的に環境配慮行動を実践するための指針とする。

- 「区民の環境行動指針29項目」 例)自然が生み出すエネルギーの大切さを学びます。
- 「事業者の環境行動指針23項目」例)環境マネジメントシステムなどの取組みを推進します。